

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池 田 豊 人

## 香川県規則第18号

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(4)～(13) 略</u></p> <p>地域活力推進課</p> <p><u>(1)～(6) 略</u></p> <p>予算課～男女参画・県民活動課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条 略</p> <p>総務学事課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは移行法人(移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内の監督に限る。) <u>又は公益信託に係る事務の調整に関する</u>こと。</p> <p>(11)～(16) 略</p> <p>財産経営課～人権・同和政策課 略</p> <p>2 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課(文化芸術局及びデジタル戦略総室の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(12) 略</u></p> <p>地域活力推進課</p> <p><u>(1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)の施行に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(2)～(7) 略</u></p> <p>予算課～男女参画・県民活動課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条 総務部の各課(知事公室の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務学事課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人若しくは移行法人(移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内の監督に限る。)に係る事務の調整に関すること。</p> <p>(11)～(16) 略</p> <p>財産経営課～人権・同和政策課 略</p> <p>2 略</p>

第7条 略

2 略

子ども政策課 略

子ども家庭課

(1)～(9) 略

(10) 子ども女性相談センター、西部子ども相談センター及び斯道学園に関すること。

(11)・(12) 略

第11条 略

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(12) 略

(13) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること（要除却等認定及び容積率等に関する特例許可に係るものに限る。）。

(14) 略

住宅課

(1)～(9) 略

(10) マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 略

（職）

第13条 略

2～6 略

7 部、総局及び局に、次長、政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹及び副参事を置くことができる。

8～10 略

（職務）

第14条 略

2～13 略

14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、

第7条 略

2 子ども政策推進局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども政策課 略

子ども家庭課

(1)～(9) 略

(10) 子ども女性相談センター及び斯道学園に関すること。

(11)・(12) 略

第11条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(12) 略

(13) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること（要除却認定及び容積率に関する特例許可に係るものに限る。）。

(14) 略

住宅課

(1)～(9) 略

(10) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

(11) 略

（職）

第13条 部に部長を置く。

2～6 略

7 部、総局及び局に、次長、政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹及び医療主幹を置くことができる。

8～10 略

（職務）

第14条 略

2～13 略

14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、

防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、副参事、主任、専門主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

15 略

防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任、専門主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

15 略

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																																						
別表第1（第2条関係） 所の名称 1 知事部局の所 (1)～(15) 略 <u>(16) 西部子ども相談センター</u> <u>(17)～(45) 略</u> 2・3 略			別表第1（第2条関係） 所の名称 1 知事部局の所 (1)～(15) 略  <u>(16)～(44) 略</u> 2・3 略																																						
別表第3（第5条関係） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">左欄</th> <th style="width:33%;">中欄</th> <th style="width:33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>所の出納員（県外出納員を除く。）</td> <td>税務課の収入取扱員</td> <td>第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、<u>西部子ども相談センター</u>、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>子ども女性相談センターの出納員</td> <td>子ども女性相談センターの収入取扱員</td> <td>子ども女性相談センターの第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）</td> </tr> </tbody> </table>			左欄	中欄	右欄	略			所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、 <u>西部子ども相談センター</u> 、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）		略		略			子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	子ども女性相談センターの第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）	別表第3（第5条関係） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">左欄</th> <th style="width:33%;">中欄</th> <th style="width:33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>所の出納員（県外出納員を除く。）</td> <td>税務課の収入取扱員</td> <td>第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>子ども女性相談センターの出納員</td> <td>子ども女性相談センターの収入取扱員</td> <td>第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び子ども女性相談センターの同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）</td> </tr> </tbody> </table>			左欄	中欄	右欄	略			所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）		略		略			子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び子ども女性相談センターの同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
左欄	中欄	右欄																																							
略																																									
所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、 <u>西部子ども相談センター</u> 、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）																																							
	略																																								
略																																									
子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	子ども女性相談センターの第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）																																							
左欄	中欄	右欄																																							
略																																									
所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）																																							
	略																																								
略																																									
子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び子ども女性相談センターの同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）																																							

西部子ども相談センターの出納員	西部子ども相談センターの収入取扱員	西部子ども相談センターの第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
川部みどり園の出納員	略	
略		

	子ども女性相談センター西部子ども相談センターの収入取扱員	子ども女性相談センター西部子ども相談センターの行政文書公開手数料等の収納
川部みどり園の出納員	略	
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
消防学校の出納員	略	
産業技術センターの出納員	略	
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
消防学校の出納員	略	
子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センター西部子ども相談センターの物品取扱員	子ども女性相談センター西部子ども相談センターの所掌に係る物品の出納及び保管
産業技術センターの出納員	略	
略		

（香川県家畜保健衛生所規則の一部改正）

第3条 香川県家畜保健衛生所規則（昭和43年香川県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織)	(組織)

第2条 略

衛生所名	課（室、支所）名
香川県東部家畜保健衛生所	衛生指導課、防疫課、病性鑑定室、小豆支所
香川県西部家畜保健衛生所	衛生指導課、防疫課、西讃支所

(分掌事務)

第3条 略

2～4 略

第2条 衛生所に、次の課、室及び支所を置く。

衛生所名	課（室、支所）名
香川県東部家畜保健衛生所	<u>庶務課、衛生指導課、防疫課、病性鑑定室、小豆支所</u>
香川県西部家畜保健衛生所	<u>庶務課、衛生指導課、防疫課、西讃支所</u>

(分掌事務)

第3条 庶務課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 職員の身分及び服務に関すること。
- (4) 庁舎その他の衛生所所管の財産の管理に関すること。
- (5) 予算の経理及び会計事務に関すること。
- (6) 他課（室及び支所を含む。）の所管に属しない事務に関すること。

2 略

3～5 略

(香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第3条第1項第1号の規則で定めるもの)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県西部子ども相談センター</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(条例第3条第1項第1号の規則で定めるもの)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる機関の長又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県子ども女性相談センター西部子ども相談センター</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>

(庁舎管理規則の一部改正)

第5条 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
出先機関等	庁舎管理者	出先機関等	庁舎管理者
1～8 略		1～8 略	
9 香川県中讃保健福祉事務所、 香川県西部子ども相談センタ ー	略	9 香川県中讃保健福祉事務所、 香川県子ども女性相談センタ ー西部子ども相談センター	略
10～29 略		10～29 略	

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第6条 児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（養育里親等からの届出）</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 里親省令第14条第2項及び第3項の規定による届出は、委託児童届出書（第15号様式の9）により、<u>香川県子ども女性相談センター</u>所長又は<u>香川県西部子ども相談センター</u>所長（以下「センター所長」という。）にしなければならない。</p>	<p>（養育里親等からの届出）</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 里親省令第14条第2項及び第3項の規定による届出は、委託児童届出書（第15号様式の9）により、<u>香川県子ども女性相談センター</u>所長又は<u>香川県子ども女性相談センター西部子ども相談センター</u>所長（以下「センター所長」という。）にしなければならない。</p>

（香川県子ども女性相談センター規則の一部改正）

第7条 香川県子ども女性相談センター規則（平成12年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター条例</u>（平成12年香川県条例第5号）第3条の規定に基づき、</p>	<p><u>香川県子ども女性相談センター規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県子ども女性相談センター条例</u>（平成12年香川県条例第5号）第3条の規定に基づき、香川県子ども女性相談センター（以</p>

香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター（以下「センター」と総称する。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 香川県子ども女性相談センターの業務は、次のとおりとする。

（1）～（4） 略

2 香川県西部子ども相談センターの業務は、前項第1号の業務及び同号の業務の実施に関し必要な業務を行うこととする。

（組織及び業務分掌）

第3条 次の表の左欄に掲げるセンターに、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は室を置く。

香川県子ども女性 相談センター	総務課 一時保護課 相談・初動課 こども支 援課 地域連携支援室 女性課 心理相談課
香川県西部子ども 相談センター	総務課 相談・初動課 こども支援課 心理相 談課

2・3 略

4 相談・初動課の分掌業務は、次に掲げる業務とする。

（1） 要保護児童及び児童虐待に関する通告を受けること（こども支援課の所掌に属するものを除く。）。

（2） 児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査、指導及び助言を行うこと（こども支援課及び地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。

5 こども支援課の分掌業務は、次に掲げる業務とする。

（1） 児童福祉施設等への措置に関すること。

（2） 前号の措置その他継続した援助を行っている児童に関し、要保護児童及び児童虐待に関する通告を受けること。

（3） 前号に規定する児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査、指導及び助言を行うこと（地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。

（4） 里親等への委託の推進に関すること。

下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 センターの業務は、次のとおりとする。

（1）～（4） 略

（組織及び業務分掌）

第3条 センターに、総務課、一時保護課、児童虐待対策課、相談支援課、地域連携支援室、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置き、西部子ども相談センターに、児童虐待対策課、相談支援課及び判定課を置く。

2・3 略

4 児童虐待対策課の分掌業務は、次に掲げる業務（西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。）とする。

（1） 児童虐待に係る児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと（地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。

（2） 児童虐待に係る児童福祉施設等への措置に関すること。

5 相談支援課の分掌業務は、次に掲げる業務（西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。）とする。

（1） 児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと（児童虐待対策課及び地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。

（2） 児童福祉施設等への措置に関すること（児童虐待対策課の所掌に属するものを除く。）。

- 6 略  
(1) 略  
(2) 市町及び関係機関と連携して、児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査、指導及び助言を行うこと。
- 7 略
- 8 心理相談課の分掌業務は、次に掲げる業務とする。

(1)・(2) 略

(職員)

第4条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 室長 (香川県西部子ども相談センターを除く。)

(5)～(7) 略

(職務)

第5条 略

2 略

- 6 地域連携支援室の分掌業務は、次のとおりとする。  
(1) 略  
(2) 市町及び関係機関と連携して、児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと。
- 7 略
- 8 判定課の分掌業務は、次に掲げる業務 (西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。)とする。

(1)・(2) 略

- 9 西部子ども相談センター児童虐待対策課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第4項各号に掲げる業務とする。
- 10 西部子ども相談センター相談支援課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第5項各号に掲げる業務とする。
- 11 西部子ども相談センター判定課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第8項各号に掲げる業務とする。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

(1) 略

(2) 西部子ども相談センター所長

(3) 略

(4) 西部子ども相談センター次長

(5) 略

(6) 室長

(7)～(9) 略

(職務)

第5条 略

2 西部子ども相談センター所長は、上司の命を受けて、西部子ども相談センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 略

4 西部子ども相談センター次長は、西部子ども相談センター所長を補佐する。

3～5 略

(女性一時保護)

第6条 法第9条第3項第2号に規定する保護（以下「女性一時保護」という。）を受けようとする者は、女性（一時保護・入所保護）申請書（第1号様式）を香川県子ども女性相談センター所長（次項、次条第1項及び第5項、第9条並びに第10条において「所長」という。）に提出しなければならない。

2～4 略

(退所の申請)

第9条 女性一時保護又は女性入所保護を受けている者は、香川県子ども女性相談センターを退所しようとするときは、退所申請書（第2号様式）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退所命令)

第10条 所長は、女性一時保護又は女性入所保護を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、香川県子ども女性相談センターを退所させることができる。

- (1) 香川県子ども女性相談センターの秩序を乱したとき。
- (2) 略

5～7 略

(女性一時保護)

第6条 法第9条第3項第2号に規定する保護（以下「女性一時保護」という。）を受けようとする者は、女性（一時保護・入所保護）申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

2～4 略

(退所の申請)

第9条 女性一時保護又は女性入所保護を受けている者は、センターを退所しようとするときは、退所申請書（第2号様式）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退所命令)

第10条 所長は、女性一時保護又は女性入所保護を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを退所させることができる。

- (1) センターの秩序を乱したとき。
- (2) 略

(地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部改正)

第8条 地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略  (1) <u>局長及び次長</u> (2)・(3) 略	病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 局長 (2)・(3) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。